

政令第七十三号

政治資金規正法施行令の一部を改正する政令

内閣は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第二項、第十八条第一項、第十八条の二第二項、第十九条の二第二項及び第十九条の三十七の規定に基づき、この政令を制定する。

政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号を次のように改める。

六 租税特別措置法第四十一条の十八第一項第四号に該当する政治団体にあつては、次に掲げる政治団体の区分に応じ、それぞれ次に定める文書

イ ロに掲げる政治団体以外の政治団体 当該政治団体が推薦し、又は支持する者が、当該政治団体に

より推薦され、又は支持されることを承諾する旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面

ロ 法第十九条の七第一項第二号に掲げる政治団体 法第十九条の八第一項の規定による通知に係る文

書

第五条第一項中「その旨を」を「その旨」に、「その旨」を「その旨」に、「否かの別を」を「否かの

別」に改め、同条第二項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項中欄中「あつては、」を「あつては」に改め、「された日」の下に「、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」を加え、同項下欄中「その組織の日」の下に「（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織された団体にあつては、第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日）」を加え、同表第七条第一項の項中「を同条第一項」及び「を第六条第一項」を削る。

第六条第一項の表第六条第一項各号列記以外の部分の項中「その旨」の下に「、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類」を加え、同表第七条第一項の項中欄中「その異動の日」の下に「（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつたときにあつては、第十九条の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日）」を加え、同表第十七条第四項の項中「告示をした」を「公表を都道府県の公報への掲載により行つた

」に改める。

第七条中「届出に係る告示の」を「届出の」に改め、同条各号中「に係る告示」を削り、「その告示をした」を「当該届出を受けた」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（政治資金適正化委員会の運営に関し必要な事項）

第七条の二 法第十九条の三十四に定めるもののほか、議事の手続その他政治資金適正化委員会の運営に関し必要な事項は、政治資金適正化委員会が定める。

（政治資金適正化委員会の事務局の内部組織）

第七条の三 法第十九条の三十六に定めるもののほか、政治資金適正化委員会の事務局の内部組織は、総務省令で定める。

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条第六号、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

理由

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国会議員関係政治団体による届出の文書並びに政治資金適正化委員会の運営及び組織に関する事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行う必要があるからである。